

5. 生徒心得

5.1. 総則

帝塚山学院泉ヶ丘校は、主体性と創造性に支えられた豊かな人間性と広い国際的視野及び国際感覚によって、新しい時代を意欲的に切り開いてゆく精神的・肉体的な活力に満ちた魅力ある人間の育成を目標としている。

この目標を実現するために、帝塚山学院泉ヶ丘校の生徒は、第一に学問を愛し、自律心と計画性をもって勉学に励み、学究の厳しさと真理の尊さを体得し、そこに帝塚山学院泉ヶ丘校の生徒としての自覚と『誇り』を培うことが大切である。

第二に、帝塚山学院泉ヶ丘校の生徒は、学校内外の生活に関する規律に則って、帝塚山学院泉ヶ丘校の生徒としての基本的な生活態度を養い、常に『けじめ』のある行動をとることが大切である。

第三に、帝塚山学院泉ヶ丘校の生徒は、『思いやり』の心を大切にし、相手の立場に立ってものごとを考え、立場の異なる人の心を理解し得る人間になることが大切である。

以上の三つの心がまえに基づいて、自己を錬磨するとともに、全生徒が一致協力し、帝塚山学院泉ヶ丘校の目ざす教育目標を実現するよう努力する。

5.2. 細則

※ 細則については、「学校生活の案内」に関連する箇所については、そちらに転載しています。重複のないものを下記に示します。

5.2.1. 校内生活に関する心得

帝塚山学院泉ヶ丘校学舎は帝塚山学院泉ヶ丘校教育の修道の場と心得、学舎は常に清潔にし、かつ整理整頓を怠らないこと。

校内では次の礼儀を欠かさないこと。

- イ 帝塚山学院泉ヶ丘校の良き校風にふさわしい言葉づかい及び行動をとること。
- ロ 生徒同士、お互いに挨拶をかわすよう心がけること。
- ハ 教職員、来客に対しては挨拶をすること。
- ニ 校長室、職員室、その他教職員の部屋に入室する際は、入室する旨を明確に述べ、許可を受け入室すること。また、退室の際も退室の礼を欠かさないこと。

5.2.2. 服装、所持品に関する規定

【男子】

- (1) 制服・制靴・制鞆・サブバッグ（黒色）・夏冬のワイシャツは学校が制定したものを着用すること。また、ワイシャツの下の肌着は白色無地のものを着用すること。ソックスは白もしくは濃色で無地（ワンポイント可）のものに限る。
- (2) 登校する際は、平日・休日のいかにかわらず制服を着用すること。また、登下校時は制靴を利用し、授業や試験（模試を含む）のない日や学校行事以外ではサブバッグのみの登校は認めない。また、制靴・サブバッグ以外の靴の使用は認めない。

ただし、自転車通学で安全上の理由により制靴を持ってくることが困難な生徒は、異装届を提

出し生徒指導部の許可を得た場合、サブバッグのみの登校を認めるものとする。

- (3) 制服は正しく着用すること、特に次のような行為は厳禁する。
- イ ボタンをはずしたまま着用すること。
 - ロ 腕まくりをすること。
 - ハ カッターシャツをズボンの外に出すこと。
 - ニ ズボンをずらしてはくこと。
- (4) 防寒用のセーター・ベストは学校制定のものに限る。防寒具については次のように定める。
- イ 防寒具である手袋・マフラーについては制定外のものも認める。(ただし、華美でないもの)。
 - ロ ニットキャップや耳あては自転車通学者は着用してもよいが、校内では着用しない。
- (5) 夏制服着用可能な期間(5月から10月)に限り、日よけのために帽子の使用を認める。帽子は、体操用の白色制定帽を使用すること。
- (6) 特別な事情があって「異装」しなければならない時は、学校所定の『様式3』にもとづいて「異装届」を学級担任を通じて生徒指導部へ提出し、許可を受けること。
- (7) 制服・制靴・制鞆・サブバッグ・夏冬のワイシャツその他学校制定の服装・所持品は一切これを改造しないこと。
- (8) 学校章・学年章その他バッジ類は定められたものを正しく身につけること。不必要なバッジ・装飾物(ネックレス・ブレスレット・ピアス・数珠など)は一切身につけないこと。
- (9) カラーコンタクトは装飾品とみなし、禁止する。
- (10) 冬・夏の制服の着用期間は原則として次のとおりとする。
- 冬制服 11月1日から4月30日まで
 - 夏制服 6月1日から9月30日まで
 - 中間服 5月と10月(夏・冬制服のどちらを着用してもよい)
- 学校制定のベスト、セーターは年間を通して着用してもよい。

【女子】

- (1) 制服・制靴・制鞆・サブバッグ(赤色)は学校が制定したものを着用すること。またソックスは制定靴下(折り返しの靴下も可)に限る。
- (2) 登校する際は、平日・休日のいかにかわらず制服を着用すること。また、登下校時は制鞆を利用し、授業や試験(模試を含む)のない日や学校行事以外ではサブバッグのみの登校は認めない。また、制鞆・サブバッグ以外の鞆の使用は認めない。
- ただし、自転車通学で安全上の理由により制鞆を持っていくことが困難な生徒は、異装届を提出し生徒指導部の許可を得た場合、サブバッグのみの登校を認めるものとする。
- (3) 制服は正しく着用すること、特に次のような行為は厳禁する。
- イ スカートのウエスト部分を折り曲げたり、ベルトで調整したり、ホックを緩めたりして、丈を長くしたり、短くしたりすること。(スカート丈はひざ下丈、いわゆるひざが隠れる程度というのが基準)
 - ロ 襟ホックをはずしたりネクタイを短くしたり、緩めたりすること。
 - ハ 腕まくりをすること。

(先輩からのアドバイス)

校章や学年章、ボタンなどを破損、紛失したときは購買部で購入することができます。

- (4) 靴下については学校制定の靴下を着用する。
- (5) 防寒用のコート・セーター・カーディガン・ベストは学校制定のものに限る。防寒具については次のように定める。
- イ 防寒具である手袋・マフラーについては制定外のものも認める(ただし、華美でないもの)。
 - ロ ニットキャップや耳あては自転車通学者は着用してもよいが、校内では着用しない。
 - ハ ひざ掛けは、教室内では使用してもよいが、廊下では腰に巻いて歩いたり、肩にかけて歩いたりしないこと。
 - ニ レッグウォーマー、ルームソックスの類のものは、教室内でのみ使用。
- (6) タイツ・ストッキングについては、次のように定める。
- イ 期間は11月1日～3月31日(冬服着用期間、1学期を除く)。ただし、式典時の着用については、その都度指定する。
 - ロ タイツは80デニール以上の透けないものとする。
 - ハ 黒以外の色(カラータイツ)は認めない。
 - ニ 網タイツや柄入りなどは、一切認めない。
 - ホ 黒色タイツ着用時は、靴下は着用しない。
 - ヘ 体育の授業時は、安全のため、タイツは脱ぎ、靴下を着用する。
- (7) 夏制服着用可能な期間(5月から10月)に限り、日よけのために帽子の使用を認める。帽子は、体操用の白色制定帽を使用すること。
- (8) 特別な事情があって「異装」しなければならない時は、学校所定の『様式3』にもとづいて「異装届」を学級担任を通じて生徒指導部へ提出し、許可を受けること。
- (9) 制服・制靴・制鞆・サブバッグ・防寒着その他学校制定の服装・所持品は一切改造しないこと。
- (10) 学校章・ネクタイピン(学年章つき)その他バッジ類は定められたものを正しく身につけること。不必要なバッジ・装飾物(ネックレス・ブレスレット・ピアス・数珠など)は一切身につけないこと。
- (11) カラーコンタクトは装飾品とみなし、禁止する。
- (12) 冬・夏の制服の着用期間は原則として次のとおりとする。
- 冬制服 11月1日から4月30日まで
 - 夏制服 6月1日から9月30日まで
 - 中間服 5月と10月(夏・冬制服のどちらを着用してもよい)
- 学校制定のカーディガン・ベスト・セーターは年間を通して着用してもよい。
- (13) 冬服着用期間の下記の式典には白カフスをつけること。なお、入学式、卒業式等の式典時は黒タイツの着用を禁止する。
- (14) 化粧はもちろんのこと化粧品を学校へ持ってくることは禁止する。アイプチや細くしすぎた眉毛も化粧とみなす。
- (15) リップについては、「医薬品」もしくは「医薬部外品で無色のもの」に限る。

2024年度の学年章	
1年生	赤色
2年生	青色
3年生	緑色



学生服の右襟には校章が縫いつけられています。左襟には、学年章をつけます。

小さすぎてボタンが止まりにくい、はちきれそう、というようことはありませんか？

ベルトが見え隠れするほど上着が短くはなっていませんか？

くるぶしが見えるほど、ズボンが短くはなっていませんか？

左胸に校章をつけます。

女子のスカート丈は、「膝下丈」が基準です。膝頭がきちんと隠れるスカートをご用意ください。中学生のスカートは、ベストのボタンに留めて吊る形で着用するようにつくられています。お子様の成長に合わせて、ボタンの位置を移動して、スカートの丈を調整してください。高校生であっても、中学校からのスカートを着用する場合は、ベストの着用が必須です。身体に合わない場合は、高校用のスカートをご購入ください。

5.2.3. 頭髪に関する規定

頭髪は帝塚山学院泉ヶ丘校の「学究」の場にふさわしく、清潔で品位のあるものとする。

【男子】

頭髪は自然な状態で耳及び襟元がかくれない長さに保つこと。頭髪の脱色・染色・パーマネット等、品位をそこなう髪の変形及び長髪は厳禁する。また装飾のための技巧（例：いわゆる「ツーブロック」等の極端な刈り上げやアシンメトリーなど）は加えないこと。これらに違反が認められた場合は、頭髪全体が元の髪質・髪色に戻るまで継続して指導する。

【女子】

頭髪の脱色・染色・パーマネット・エクステンション・髪巻き等、品位をそこなう髪の変形は厳禁する。これらに違反が認められた場合は、頭髪全体が元の髪質・髪色に戻るまで継続して指導する。また髪の毛をたばねるゴム・ヘアピン等については、華美にならないよう注意し、色は黒、紺、茶、臙脂の無地とする。

5.2.4. 通学时その他に関する規定

「登下校時の交通マナー、バス停の利用方法等について」参照

5.2.5. 掲示物規定

- 掲示物は責任者名（捺印）と掲示期間を必ず明記した上で、掲示物の担当教員（捺印）を経て生徒指導部（部長）に届け出なさい。なお、生徒指導部（部長）が、掲示場所（掲示板）を指定します。
- いかなる場合においても掲示物は必ず掲示板に貼りなさい。壁その他指定された掲示板以外の場所に貼ることを禁じます。
- 掲示期間が過ぎれば、掲示物の責任者または担当教員（捺印者）は直ちに取りはずしなさい。

- 期間などの条件、その他定められた指示を守らない場合は、それ以後の掲示物を許可しないことがあります。
- 校舎内の掲示期間は、1ヶ月（30日）間を最大限とします。

5.2.6. 学校の許可を必要とする事項

次の各種の行為は必ず学校の許可をうけること。

- (1) 家庭の特別な理由によりやむをえずアルバイトをする場合。
- (2) 校内で印刷物を発行・配布する場合。
- (3) 校内で集会をする場合。
- (4) 校内に掲示物を掲示する場合。
- (5) クラブ活動で対外交流・対外試合をする場合。

5.2.7. スマートフォンの所持について

- (1) スマートフォンは校内では必要がないので、持ち込みを認めない。（原則持込禁止）
- (2) 特別な事情などで所持が必要な場合は、その内容を考慮して許可されることもある。その際は、その事情を説明した「所持許可願」を提出し、許可された場合は「誓約書」も提出すること。また、校内では電源を切ること（校内使用禁止）。
- (3) スマートフォンの所持は「通学時の安全確保」という目的に限って認めている。その使用は、帰宅時の最寄り駅からのみに限定している。校内だけでなく、通学中の電車やバスの中でも使用は禁止である。また許可しているのは保護者との連絡のための「通話」であり、通話以外の行為（メールの送受信や、音楽の聴取、写真の撮影、充電、ゲーム、SNSの利用等）は禁止である。
- (4) 着信音が鳴ったり、使用したりした場合はその場で先生が預かる。他人のスマートフォンを借りて使用した場合や、一緒に写真を撮るなどの行為があった場合なども、同等の違反とみなす。
- (5) 試験中にスマートフォンを手にしていた場合は不正行為と見なし、懲戒処分とする。
- (6) 違反があった場合

違反回数	預かる日数	本人への指導	保護者の方・返却方法
1回目	最低3日以上	反省文	保護者のサインのある反省文を提出し、担任より説諭。
2回目	最低3日以上	反省文	保護者のコメントのある反省文を提出し、担任より説諭。
3回目	最低3日以上	反省文	保護者来校の上、保護者のコメントのある反省文をもとに、生徒指導部長より説諭。担任より保護者の方にスマートフォンを返却。

【許可書がない場合】

保護者に取りに来てもらい、生徒指導部長・担任同伴で返却する。預かる日数や罰則は、前頁同様。

(7) その他

- 登校したらスマートフォンの電源を切り、ロッカーに入れておく。ポケットやカバンに入れたままにしておくことは禁止。下校時にスマートフォンを取り出して帰る。違反があれば、担任が預かり、上記に沿って指導を行う。
- SNS等を利用して、他者への誹謗中傷、プライバシーに関わるもの（個人名や電話番号、住所、画像など）をネットにアップロードすることを禁止する。（学校の秩序を乱し、生徒の本分に反すると判断した場合は、懲戒処分となる）
- 上記の「他者への誹謗中傷」とは、ネットへの書き込み、悪口を誘発するような書き込みやメール、直接・間接にかかわらず、他人への中傷を指す。ここで言う「誹謗中傷」とは、「死ぬ」などの暴力的表現、身体的特徴への言及、プライベートな情報や、噂話を流布する行為、「うざい」「きしょい」等の嫌悪表現等、様々な態様をすべて指し、それら全てが「いじめ」の要素を含んでいると考える。

5.2.8. その他の禁止事項

- (1) 飲酒・喫煙等、法律によって未成年者に禁止されている行為をしてはならない。
- (2) 遊戯場・喫茶店等、風紀上好ましくない場所に入出入りしてはならない。
- (3) 自動車・オートバイ等の免許証取得及び運転をしてはならない。
（「フル電動自転車」「フルアシスト自転車」と呼ばれる自転車が販売されていることがあるが、違法な自転車ですので、購入することのないように注意すること。また、「電動キックボード」は16歳以上であっても安全上の理由により運転してはならない。）
- (4) 保護者同伴でない外泊をしてはならない。
- (5) アルバイトは原則として認めない。
- (6) 生徒相互の金銭の貸借・物品の売買をしてはならない。
- (7) クラスやクラブ等で、行事などの際に「打ち上げ」と称して、校外で集まること、それに類する行為をしてはならない。

5.2.9. 懲戒処分について

校則に違反すれば、学校は懲戒処分をくだすことがある。（高等学校学則 28 条、中学校学則 29 条。）

懲戒処分の対象となる具体的な行為としては、以下のようなものがある。

- 喫煙行為（同席および喫煙具・加熱式タバコ・電子タバコの類の所持を含む）
- 飲酒行為（ノンアルコールビール等も含む）
- 暴力行為、傷害行為、器物破損
- テスト時の不正行為（答案改ざんを含む）
- いじめ行為
- 窃盗行為（万引きを含む）、電車・バスの不正乗車
- SNSの不適切な使用
- 教職員に対する暴言、授業妨害
- 怠学行為

- 公共マナーに著しく反する行為
- バイク、自動車免許の取得や運転（同乗も含む）
- 上記の行為への同行、同席
- その他、上記に準ずる行為、中学生・高校生の本分にもとる不良行為などである。

なお、中学校第2学年第3学年の2年間で複数回の校長訓告を受けた者は、帝塚山学院泉ヶ丘高等学校へ内部進学することはできない。

また、高校在学中に懲戒処分を受けた者は、「指定校推薦」の推薦を受けることができない。